

# 看護職員の夜勤手当額（病床規模別）

※夜勤手当：看護職員が平日に行う1回あたりの夜勤等に支払っている手当額であり、深夜時間帯（22時から5時まで）の割増賃金を除いた、手当の「定額部分のみ」

